

週刊 タバコの正体

日本には「健康増進法」という法律があります。「国民は生涯にわたって健康の増進に努めなければならない」という条文を掲げて2002年にできました。生活習慣を改善し、発病を予防する事に重点を置いているので、タバコについても触れられていましたが、「受動喫煙をなくすよう努めなければならない」とした努力義務でしかありませんでした。しかし、その法律が改正される事が昨年決定し、「屋内原則禁煙」となり違反者には罰則が課せられるようになりました。下図は、これを広報するために厚生労働省が作成したHPの画像です。

なくそう！望まない受動喫煙。 マナーからルールへ

マナーを守ってタバコを吸う時代から、ルールを守ってタバコを吸わない時代へ入りました。

産業デザイン科 奥田 恭久

なくそう！ 望まない受動喫煙。 マナーからルールへ



国民のみなさん マナーからルールへ。どのお店にも、安心して入れる社会への第一歩。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。これにより、飲食店を含む、ほとんどの施設が原則屋内禁煙になり、たばこを吸わない方が受動喫煙に合う機会は大きく減少すると考えられます。今後も、健康への影響が大きい、子供や患者の方に特に配慮し、より一層の健康リスクの低減を実現する社会へ向けた法整備を進めていきます。



室内原則禁煙



20歳未満は喫煙
エリア立入禁止



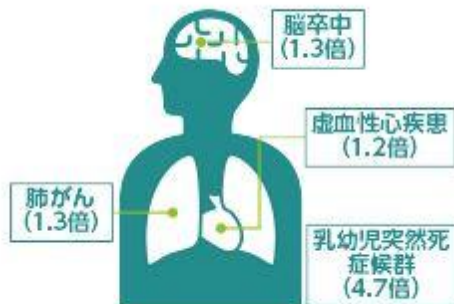
喫煙室のある
店舗・施設も



喫煙室には
標識掲示義務



違反者には
過料あり



年間**15,000人**が、
受動喫煙を受けなければ、
これらの疾患で**死亡**せずに済んだと推計。

厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙」サイトから

国民の **8** 割以上は非喫煙者



In WAKO Since 2005